

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	官民共創推進課	検索番号	
法令名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例	根拠条項	第3条		
許認可等	愛媛県官民共創拠点の利用の許可				
(根拠規定)					
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 (利用の許可) 第3条 公の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けるものとする。					
愛媛県官民共創拠点管理規則 (利用の許可) 第6条 拠点の施設等を利用しようとする者は、知事の許可を得なければならない。 これを得た事項を変更しようとするときも、同様とする。					
(許認可等の基準)					
愛媛県官民共創拠点管理規則 (許可の基準) 第7条 知事は、拠点の施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。拠点の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。 (1) 拠点の秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 拠点の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。					
愛媛県官民共創拠点管理運営要綱 (利用許可の基準) 第4条 知事は、利用申請者が、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に利用を許可するものとする。 (1) 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年愛媛県条例第 2 号）別表第 1 に定める拠点の目的に賛同していること。 (2) 県、市町、民間事業者及び他の会員等と協調及び協力し、共創に取り組む意思があること。 (3) 県又は運営事業者が、他の会員等との仲介を行うことに同意すること。 (4) 拠点を利用して、実施しようとする事業又は活動が、公序良俗に反していないこと。 (5) 愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及びその利益となる活動を行う者でないこと。 (6) 知事が別に定める諸規定の遵守に同意すること。					